

事務連絡
令和5年2月6日

公益社団法人日本歯科医師会 御中

厚生労働省医政局歯科保健課

消費税の適格請求書等保存方式の開始に向けた周知等について (協力依頼)

平素から、厚生労働行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が令和5年10月1日に開始されます。

インボイス制度においては、買手は消費税の仕入税額控除のためには原則としてインボイスの保存が必要になり、売手はインボイスの交付を行うためには「インボイス発行事業者」の登録申請が必要になります。

そのため、これまで数次にわたりお願いさせていただいた内容と重複する部分もございますが、制度開始に向けて制度の内容をご理解いただき、事業者の方々の円滑な準備のために、以下の4点についてご協力賜れば幸いです。

1. 貴団体発行の会報紙等への寄稿

国税庁では、各事業者団体が発行する会報紙等にインボイス制度を紹介する寄稿文のひな型を数種類ご用意しております。

お申込みいただいた団体に、ひな型をご提供させていただきますので、是非お申込みください。

なお、ひな型については文体の変更等は可能ですが、内容を変更するような修正はできませんことをご承知おきください。

また、ご希望に応じて貴団体の業界の実態に即した内容の寄稿にも対応いたします。

2. 貴団体の会員事業者向けの説明会開催の検討及び実施

インボイス制度に関して、事業者団体向け説明会開催の予定がございましたら、引き続き、国税庁・財務省等から職員を講師として派遣させていただきますので、開催のご検討をいただけますと幸いです。なお、オンラインでの開催や一度開催した場合でも再度の講師派遣にも対応可能ですので、ご相談下さい。

1、2ともに詳細は別添の講師派遣及び寄稿依頼要領をご参照ください。

3. 記事下広告の掲載

国税庁が作成している記事下広告につきまして、使用期限が令和5年9月末までの新しい広告を提供いたします。貴団体が発行する会報誌や業界紙へ掲載させていただけるかどうかについて、ご検討いただけますと幸いです。

なお、掲載させていただける場合には、貴団体の任意のタイミングで構いませんので、厚生労働省医政局歯科保健課にご連絡をお願いいたします。

4. インボイス制度に関する負担軽減措置

昨年12月23日に閣議決定されました令和5年度税制改正の大綱において、主に中小事業者を対象としたインボイス制度に関する負担軽減措置が講じられることとなっています。

また、こうした負担軽減措置に加え、令和4年度第2次補正予算においても、中小事業者向けのIT導入補助金の拡充が行われています。

つきましては、これらの支援措置について分かりやすくご案内したリーフレット（別添1）が財務省HPで公表されております。

また、制度の概要については、小規模事業者の方にも分かりやすくインボイス制度を解説したリーフレット（別添2）もございますので、併せてご活用ください。

こうしたものをお会員各位様へご案内いただき、各事業者様でご活用いただければ幸いです。

なお、支援措置によって適用対象が異なる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

（財務省ホームページ）リーフレット「インボイス制度、支援措置があるって本当！？」

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/invoice.pdf

（国税庁ホームページ）リーフレット「免税事業者のみなさまへ令和5年10月1日からインボイス制度が始まります！」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0022001-174.pdf>

（以 上）